

(第83回定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第83期 報 告 書

---

---

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)  
連 結 注 記 表  
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

 日本ケミフア株式会社

# 事 業 報 告

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第83期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

わが国の経済は、消費税増税後の個人消費の落ち込みの影響が尾を引く中で、輸出の増加や雇用・所得環境の改善が進むなど、景気持ち直しの動きも見えてきています。

医薬品業界におきましては、平成25年4月に厚生労働省から「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が公表され、ジェネリック医薬品の数量シェアを平成30年3月までに60%以上とする目標とその実現に向けた取り組みが示されたことによって、ジェネリック医薬品市場は拡大しており、今後も数量ベースでは更なる成長が予想されます。その一方で、平成26年4月の薬価基準の改定は、ジェネリック医薬品が初めて収載される際の薬価の引き下げや、それまでの銘柄別市場実勢価格主義を改め、価格帯を3つに集約するなど、これまでの改定に比べて厳しい内容であったため、各製薬メーカーには今後一層の効率化、経営努力が求められております。

このような環境下で、当社グループは「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーとして培ってきた「安心と安全」への取り組みをベースとして、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保、並びに生産性及び効率性の向上への取り組みをより一層推し進めてまいりました。

## 【医薬品事業】

### 1) 医療用医薬品

#### ①ジェネリック医薬品

医療用医薬品事業のうちジェネリック医薬品につきましては、当期は血压降下剤「バルサルタン」や「カンデサルタン」といった大型品を含む7成分16品目の新規上市を行いました。営業活動面では、国のジェネリック医薬品使用促進策が更に進む追い風の中、MRの訪問先を重点得意先中心に絞り込み、大学病院をはじめとする基幹病院への多品目採用を図りました。また、一昨年に立ち上げたオンコロジー推進室の体制を一層強化し、がん診療連携拠点病院を中心に質の高い情報提供を行うことで、抗がん剤ジェネリック医薬品の新規採用に努めました。

その他、当期においては、同業他社向け販売である導出売上について、既存取引先からの受注拡大に加え、新規の取引先も増えたことから、受託製造とあわせて大幅に拡大することができました。

#### ②主力品

主力品のうちアルカリ化療剤「ウラリット-U配合散・配合錠」につきましては、高尿酸血症領域に関する啓発活動を進めるうえで診療科別戦略を実施し、腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科を中心とした専門医から得られた酸性尿改善の重要性を示すデータを活用するなど、普及活動を継続しています。

#### ③海外販売

海外での販売につきましては、タイへの「ウラリット配合錠」の輸出に続き、当期は香港においてパートナーを通じて糖尿病治療剤「ピオグリタゾン錠」の販売承認を取得いたしました。

一方、韓国において薬価引き下げや市場競争が激化した影響などにより、海外全体の売上高は前年同期を下回りました。

以上のような当期活動の結果、ジェネリック医薬品の売上高は前期比12.3%の増収となりましたが、ウラリットをはじめとする主力3品の売上高は21.2%の減収となり、医療用医薬品全体では7.3%の増収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高比率を薬効別に見ますと、循環器官用及び呼吸器官用薬31.6%、消化器官用薬17.8%、ウラリットなどの代謝性医薬品17.3%、神経系及び感覚器官用薬11.9%、病原生物用薬7.1%、腫瘍用薬1.9%、その他の医薬品12.4%となっています。

#### ④研究開発

ジェネリック医薬品の研究開発につきましては、開発の迅速化・効率化を図るべく、自社開発体制を強化するとともに、子会社の日本薬品工業株式会社（以下「日本薬品工業」）並びにジェネリック医薬品専業メーカーなどとの共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を図っております。

一方、新薬の研究開発につきましては、探索研究に重点を置き、その成果を早期段階で導出することにより、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めており、「NC-2400」（PPAR $\delta$ アゴニスト：脂質代謝改善薬）を欧州の開発ベンチャー企業であるセレニス社に導出済みです。

また、前期におきましては、当社グループの3つのミッションの1つである高尿酸血症の治療薬として開発を進めている「NC-2500」（キサンチンオキシドリダクターゼ阻害薬：尿酸降下薬）のフェーズI試験を終了いたしました。

データ解析の結果から、製剤を改良することでより治療上のメリットが得られると判断し、当期はその準備を進め、次期にこの改良製剤でのフェーズ I 試験を実施する予定です。

さらに、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の支援を受けて、探索研究を進めてきた神経障害性疼痛治療薬（P2X4受容体拮抗薬）については、経口投与でも有効性が期待できる開発候補化合物「NC-2600」を見出すに至り、前臨床試験をスタートしております。

#### ⑤生産体制

今後の需要拡大に対応するため、平成26年3月に日本薬品工業つくば工場において全面免震構造の新製造棟を竣工し、同年6月に本格稼働に至りました。これによりグループ全体の生産能力は年間約9億錠から約11億錠に拡大しております。

また海外においては、ベトナムで進めている現地製薬会社STADA Vietnam Joint Venture Co., Ltd.への製造委託が順調に進捗しており、この製造委託品を平成27年度中に日本国内へ供給できる見込みです。同じくベトナムにおいて、日本薬品工業と現地製薬会社M.S.T Pharm Co Ltdにより医薬品の製造を主事業とする合弁会社Nippon Chemiphar Vietnam Joint Venture Co., Ltd.（以下「NC-VN社」）を、ベトナム政府より投資許可を得て、本年3月に設立し、年内には工場の着工に入る見込みです。

#### 2) 臨床検査薬

自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」の販売は、春先の花粉飛散量の増加により微増したものの、ヘモグロビンA1c検査薬については検査センターなどにおける競争激化が影響し、臨床検査薬全体の売上高は前期を下回る結果となりました。

以上により、医薬品事業全体の売上高は34,168百万円（前期比11.0%増）、営業利益は3,243百万円（前期比1.4%減）となりました。

#### 【その他事業】

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業では、引き続き市場競争の激化により売上高は949百万円（前期比15.2%減）となりましたが、経費の効率化などにより営業利益は41百万円（前期比11.4%増）となりました。

以上の結果、各セグメントを通算した業績は、当期の連結売上高が35,118百万円（前期比10.1%増）、連結営業利益が3,285百万円（前期比1.3%減）、連結経常利益が3,217百万円（前期比0.4%増）、連結純利益が1,899百万円（前期比0.7%増）となりました。

## 2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 82 期	当 期 第 83 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	30,773百万円	34,168百万円	3,395百万円	11.0%
そ の 他	1,119百万円	949百万円	△169百万円	△15.2%
合 計	31,893百万円	35,118百万円	3,225百万円	10.1%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

## 3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用及び呼吸器官用薬	9,816百万円	31.6%
消化器官用薬	5,539百万円	17.8%
代謝性医薬品	5,378百万円	17.3%
神経系及び感覚器官用薬	3,711百万円	11.9%
病原生物用薬	2,224百万円	7.1%
腫瘍用薬	584百万円	1.9%
その他の医薬品	3,845百万円	12.4%
医療用医薬品計	31,097百万円	100.0%
その他の売上高	3,071百万円	—
医薬品事業合計	34,168百万円	—

## 4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成23年度 第 80 期	平成24年度 第 81 期	平成25年度 第 82 期	平成26年度 第 83 期 (当連結会計年度)
売 上 高	28,513百万円	31,944百万円	31,893百万円	35,118百万円
経 常 利 益	2,776百万円	3,714百万円	3,206百万円	3,217百万円
当 期 純 利 益	1,439百万円	2,125百万円	1,887百万円	1,899百万円
1株当たり当期純利益金額	34.62円	51.77円	46.20円	47.45円
総 資 産	33,790百万円	35,488百万円	40,106百万円	41,428百万円
純 資 産	10,230百万円	12,408百万円	13,501百万円	15,626百万円
1株当たり純資産額	248.92円	302.28円	336.97円	390.01円

(当社)

区 分	平成23年度 第 80 期	平成24年度 第 81 期	平成25年度 第 82 期	平成26年度 第 83 期 (当事業年度)
売 上 高	26,102百万円	27,986百万円	28,455百万円	29,391百万円
経 常 利 益	1,609百万円	2,054百万円	1,725百万円	1,244百万円
当 期 純 利 益	809百万円	1,227百万円	1,004百万円	762百万円
1株当たり当期純利益金額	19.31円	29.64円	24.37円	18.88円
総 資 産	30,475百万円	31,188百万円	32,856百万円	33,751百万円
純 資 産	8,904百万円	10,189百万円	10,487百万円	11,286百万円
1株当たり純資産額	214.89円	245.94円	259.22円	278.97円

5. 資金調達の状況  
特に記載すべき重要な事項はございません。
6. 設備投資の状況  
該当事項はございません。
7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はございません。
8. 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はございません。
9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はございません。
10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はございません。

## 11. 対処すべき課題

ジェネリック医薬品については、前述のとおり、厚生労働省が掲げる「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に沿って数量ベースでは引き続き市場は拡大する一方で、価格帯集約が実施されるなど薬価算定方式の大きな変更が行われました。加えて先発医薬品においても、長期収載品（特許が切れた先発医薬品）において、ジェネリック医薬品への適切な置き換えが進んでいない品目の薬価の特例的引き下げが実施されるなど、当社グループを取り巻く環境は更に厳しさを増しております。

このような事業環境において、当社グループでは、3つのミッションと位置付ける、i)ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する、ii)ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す、iii)自社開発創薬により社会に貢献する、に引き続き取り組んでまいります。加えて、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、iv)海外の事業基盤確立、に取り組んでまいります。

このうち最優先経営課題として位置付けるジェネリック医薬品事業において、これまで蓄積してきたノウハウを基に、特色のある当社グループのジェネリック事業を展開するためには、引き続き開発、製造、販売、流通にわたるサプライチェーン全体を強化し、高品質かつコスト効率の高い製品を提供することが不可欠であると考えております。かかる方針のもと、開発体制の強化や、原薬コスト低減への取り組み、加えて、早期にNC-VN社での生産を開始すべく工場設立に向けた準備を進め、国内外生産体制の確立に努めていきます。

### 1)ジェネリック医薬品

営業面では、強化エリアである都市部への組織体制を充実させ、戦略品目を中心とした営業活動を展開していきます。オンコロジー領域においても、品揃えの充実を図るとともに、引き続きがん診療連携拠点病院を中心に質の高い情報提供を行ってまいります。

製剤工夫や品質向上については、競争優位性を得るために医療関係者や患者さんのニーズを反映させながら、更なる製剤改良・工夫、品質の向上などに努めると同時に、安定供給体制を更に強化し、基幹病院を中心に各医療機関でのジェネリック医薬品の採用に努めていきます。

また、自社グループ営業力強化に加えて、国内外における他社導出への取り組みを継続することで販路多様化を一層推進し、ジェネリック医薬品市場拡大の追い風を着実につかんでまいります。

### 2)主力品

ウラリットに関しましては、すでに述べましたように腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科等の専門医から得られた酸性尿改善の重要性を示すデータを活用しながら、医師・薬剤師などの医療関係者はもとより、患者さんへの有用な情報の発信をこれまで以上に強化し、同薬による尿アルカリ化療法の啓発、認知向



上に努めてまいります。

### 3) 海外販売

今後も海外での販売拡大を図るべく、現地パートナーとの連携を強化するとともに、現在申請中の5品目の承認活動を進めながら、ASEAN諸国、中国を中心としたアジア各国への展開を見据え、申請品目を増やしてまいります。

### 4) 研究開発

ジェネリック医薬品の研究開発では、引き続き自社開発品を中心とした競争優位性のある品目の品揃えを進めてまいります。

新薬の研究開発では、「NC-2500」の改良製剤でのフェーズI試験を実施するとともにその導出活動に努め、また、「NC-2600」につきましては、JSTの後継統合機関として本年4月に発足した国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から引き続き支援を受けながら、前臨床試験を推進してまいります。

### 5) 生産体制

日本薬品工業つくば工場では、国内の需要動向を見ながらタイムリーな生産能力の増強を検討し、また、ベトナムにおけるNC-VN社の工場建設を着実に進め、早期に国内外での生産体制のベストミックスを確立していくなど、今後も将来を見据えたグループ全体の生産能力増強と抜本的な製造コスト削減への取り組みを進めてまいります。

なお、NC-VN社の工場は、当初は日本市場向けの製造を主事業とし、将来的にはベトナム国内や他のアジア各国への販路拡大を進めていく足掛かりとする予定です。

あわせて、一つの製品に対して複数の原薬メーカーから原薬を調達できるよう努めるなど、医薬品メーカーの責務として安定供給体制の強化を継続的に図ります。また、当社グループは早い時期から製剤や包装の工夫に取り組んできており、今後も市場のニーズに応えるべく、様々な工夫や品質の向上に努めてまいります。

これらに加えて、今後とも全事業分野において経営の合理化・効率化を徹底し、企業価値の拡大を図ることで、株主の皆様ごの期待に応えられる企業を目指して一層の経営努力を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 12. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はございません。

## (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本薬品工業株式会社	160百万円	100.0%	医薬品の製造・販売
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験の受託等

### (3) 企業結合の経過

該当事項はございません。

### (4) 企業結合の成果

該当事項はございません。

## 13. 主要な事業内容

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

## 14. 主要な営業所等

### (1) 当社の主要な営業所等

本 社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア18階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル9階
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 江戸堀センタービル15階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト4階
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0122	埼玉県春日部市下柳588 (丸天運送東日本物流センター内)

(2) 主要な子会社

日本薬品工業株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-2-3

株式会社化合物安全性研究所

〒004-0839 北海道札幌市清田区真栄363-24

15. 従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	642名 (147名)
その他	62名 (17名)
全社(共通人員)	39名 (2名)
合計	743名 (166名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、嘱託および臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先(当社)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,228 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,279 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,269 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,000 百万円
株式会社横浜銀行	885 百万円
株式会社みずほ銀行	841 百万円
三井住友信託銀行株式会社	634 百万円
株式会社東京都民銀行	613 百万円
株式会社北陸銀行	373 百万円
株式会社りそな銀行	300 百万円

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株
2. 発行済株式の総数 42,614,205株（自己株式2,179,189株を含む）
3. 当期末株主数 5,819名（前期比 483名減）
4. 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ジャパンソファルシム株式会社	7,092 千株	17.54 %
豊島薬品株式会社	2,421 千株	5.98 %
日本調剤株式会社	1,926 千株	4.76 %
今村均	1,510 千株	3.73 %
日本生命保険相互会社	1,440 千株	3.56 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,417 千株	3.50 %
山口一城	1,009 千株	2.49 %
株式会社東京都民銀行	757 千株	1.87 %
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	751 千株	1.85 %
フクダ電子株式会社	735 千株	1.81 %

(注) 1. 当社は、自己株式2,179千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### III 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第2回新株予約権 (平成23年8月2日発行)	第3回新株予約権 (平成26年8月5日発行)
発行決議の日	平成23年6月29日	平成26年6月27日
役員の保有状況	32個(3名)	52個(6名)
うち取締役 (社外取締役を除く)	24個(2名)	52個(6名)
うち社外取締役	—	—
うち監査役	8個(1名) (注1)	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式32,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式52,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき332,000円	新株予約権1個につき519,000円
新株予約権の行使期間	平成26年8月3日から平成29年8月2日まで	平成29年8月6日から平成32年8月5日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)

(注1) 監査役に付与している新株予約権は取締役在任中に付与されたものであります。

(注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の役員又は従業員の地位(以下、「権利行使資格」という。)を喪失した場合(ただし、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	き し やす お 貴 志 康 夫	経営全般補佐 臨床検査薬事業部・開発企画部・信頼性保証総括 部担当 株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・ 海外事業部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	こ やま つよし 小 山 剛	医薬営業本部・購買・物流センター担当
取 締 役 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	創薬研究所長
取 締 役 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画 部長
取 締 役	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	もり はる き 森 治 樹	
監 査 役	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ 統括代表社員 テンブホールディングス株式会社社外監査役
執 行 役 員	ま き よし ゆき 真 木 善 幸	営業管理センター担当兼人事部長
執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	G E 開発部長 ジャパンソファルシム株式会社取締役
執 行 役 員	きん めい しん ご 金 明 信 吾	医薬営業本部長兼学術研修・情報部長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	マーケティング部長

- (注) 1. 取締役畠山正誠氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相  
 当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役畠山正誠氏、監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券  
 取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員で  
 ある旨の独立役員届出書を提出しております。

5. 平成27年4月1日付をもって、前頁記載の取締役、監査役及び執行役員の状況は、以下のとおり変更されております。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しろ 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役	き し やす お 貴 志 康 夫	株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 員 専務執行役員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・ 海外事業部担当
取 締 役 員 常務執行役員	こ やま つよし 小 山 剛	医薬営業本部・購買・物流センター・臨床検査薬 事業部担当
取 締 役 員 執行役員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 員 執行役員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画 部長
取 締 役	はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠	弁護士 マックス株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	もり 森 はる き 森 治 樹	
監 査 役	たか ほし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ 統括代表社員 テンプホールディングス株式会社社外監査役
上 席 執 行 役 員	ま き よし ゆき 真 木 善 幸	営業管理センター担当兼人事部長
執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康 一	マーケティング部担当兼GE開発部長 ジャパンソファルシム株式会社取締役
執 行 役 員	きん めい しん 金 明 信 吾	医薬営業本部長兼オンコロジー推進室長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	信頼性保証総括部担当兼メディカルアフェアーズ 部長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	管理部長

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	7名	150百万円
監 査 役	3名	27百万円
合 計	10名	178百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（55百万円）は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労金引当額22百万円（取締役19百万円、監査役2百万円）を含めております。
3. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 上記4.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、平成23年6月29日開催の第79回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

地 位	氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取 締 役	畠 山 正 誠	マックス株式会社監査役（社外役員）
監 査 役	高 橋 剛	該当事項なし
監 査 役	進 藤 直 滋	監査法人A&Aパートナーズ統括代表社員 テンプホールディングス株式会社監査役 （社外役員）

(注) 社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。



## (2) 社外役員の子な活動状況

地位	氏名	取締役会、監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
取締役	畠山正誠	当事業年度開催の取締役会14回のうち、13回に出席	主として弁護士としての専門的な見地も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	高橋 剛	当事業年度開催の取締役会14回のうち、すべてに出席 当事業年度開催の監査役会16回のうち、すべてに出席	主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	進藤直滋	当事業年度開催の取締役会14回のうち、すべてに出席 当事業年度開催の監査役会16回のうち、すべてに出席	主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役畠山正誠氏、社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

## (4) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	3名	14百万円

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

##### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。

##### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、平成20年4月25日開催の取締役会及び平成24年8月1日開催の取締役会において一部改定しております。

##### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という）の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって役員・使用人の教育等を行う。
- ② 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。

- ③ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、顧問弁護士、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局宛でのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ② リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は全社のリスク管理について、定期的に取り締役に報告する。
- ③ コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
- ② 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
- ③ 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

- ④ 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役員・使用人は、日本ケミファ法令等遵守行動基準に則って、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
  - ② 当社は日本ケミファグループの企業集団の業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規則・規程類を整備する。
  - ③ 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - ④ 当社は子会社毎に担当取締役を任命し、各社が法令等遵守体制、リスク管理体制を構築するよう指導する。
  - ⑤ 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - ⑥ 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
  - ② 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、法定の事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
  - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社及び連結子会社の財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
  - ② 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとのかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、役員・使用人全員に周知徹底する。
  - ② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

以上の内容は、当事業年度末日現在で記載しておりますが、平成27年5月11日開催の取締役会においてさらなる体制の整備や強化を図ることを目的とし、上記の内容を次のとおり一部改定しております。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
  - ② 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。

- ③ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、顧問弁護士、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局宛でのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ② リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
- ③ コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
- ② 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
- ③ 執行役員会議は定期的に、各執行役員の前目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
- ④ 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
  - ② リスク管理委員会で、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という。）のリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
  - ③ 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
  - ④ 子会社に日本ケミファ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の使用人が利用できるように運営する。
  - ⑤ 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - ⑥ 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - ⑦ 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
  - ② 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
  - ③ 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
  - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
  - ③ 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
  - ② 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとのかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
  - ② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。



## 6. 当社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、③開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### ① 中期経営計画による取組み

当社は、平成24年4月より新たな中期経営計画「Go Forward -その先へ-」をスタートし、i)ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ii)ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、iii)自社開発創薬による業容拡大への更なる取り組み強化、の3つのミッションを推進してまいりました。

そのうち、ジェネリック医薬品事業につきましては、開発体制の拡充や日本薬品工業株式会社つくば工場新製剤棟建設等により開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体の強化に取り組んできた結果、自社グループ売上の増収に加えて、他社からの受託・導出事業も順調に拡大してまいりました。営業面では、DPC病院を中心とした重点得意先に注力し、加えて周辺の保険薬局や診療所へのジェネリック医薬品の波及を図ってまいりました。

次に、ウラリットに関しましては、高尿酸血症領域と腎疾患領域の活性化に伴い、これを販売実績の拡大に結びつけるべく、効率的な普及活動に取り組んでまいりました。

最後に、創薬につきましては既に臨床試験に入っている高尿酸血症治療薬候補「NC-2500」の他に、新たな導出候補品の創出も進んでおり、その中には神経性疼痛治療薬候補「NC-2600」など公的資金を獲得するような有望な研究テーマも出てまいりました。

これらの成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、3つのミッションに加えて、海外の事業基盤の確立にも取り組んでまいります。当社は、これらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

## ② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年6月27日開催の第81回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容、及び平成22年に改定された内容を一部再改定して更新することを上呈し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ（[http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2013/20130510\\_3.pdf](http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2013/20130510_3.pdf)）に掲載しております。

### ① 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## ② 本プランの概要

### i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

### ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

### iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

### iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

### v) 情報開示

上記 i) ないし iv) の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第81回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、i)当社の株主総会において第81回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されてい

ること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 (平成26年 3月31日)	当 期 (平成27年 3月31日)	科 目	(ご参考) 前 期 (平成26年 3月31日)	当 期 (平成27年 3月31日)
<b>資 産 の 部</b>			<b>負 債 の 部</b>		
流 動 資 産	23,800	24,844	流 動 負 債	15,008	13,939
現金及び預金	5,667	5,880	支払手形及び買掛金	6,834	6,011
受取手形及び売掛金	11,722	12,798	短期借入金	580	476
商品及び製品	3,775	3,367	1年内償還予定の社債	270	95
仕 掛 品	659	861	1年内返済予定の長期借入金	2,648	2,523
原材料及び貯蔵品	973	1,094	リ ー ス 債 務	142	143
繰延税金資産	712	700	未 払 金	362	166
そ の 他	290	143	未 払 法 人 税 等	617	752
貸倒引当金	△ 1	△ 1	未 払 消 費 税 等	17	547
固 定 資 産	16,302	16,583	未 払 費 用	2,352	2,335
有 形 固 定 資 産	12,729	12,941	預 り 金	65	66
建物及び構築物	5,067	4,799	返品調整引当金	5	3
機械装置及び運搬具	1,364	2,160	販売促進引当金	340	442
工具、器具及び備品	227	259	そ の 他	771	374
土 地	5,460	5,460	固 定 負 債	11,596	11,862
リ ー ス 資 産	388	260	社 債	95	—
建設仮勘定	221	1	長 期 借 入 金	8,504	9,411
無 形 固 定 資 産	269	97	リ ー ス 債 務	325	261
の れ ん	172	21	役員退職慰労引当金	342	374
リ ー ス 資 産	50	38	退職給付に係る負債	959	544
ソフトウェア	26	17	受入敷金保証金	9	9
電話加入権	20	20	繰延税金負債	—	28
投資その他の資産	3,303	3,544	再評価に係る繰延税金負債	1,360	1,234
投資有価証券	1,967	2,428	<b>負 債 合 計</b>	<b>26,604</b>	<b>25,801</b>
長期貸付金	6	3	<b>純 資 産 の 部</b>		
長期前払費用	34	24	株 主 資 本	10,668	12,144
敷金及び保証金	97	97	資 本 金	4,304	4,304
繰延税金資産	230	5	資 本 剩 余 金	1,298	1,298
そ の 他	1,027	1,041	利 益 剩 余 金	6,056	7,526
貸倒引当金	△ 60	△ 57	自 己 株 式	△ 990	△ 985
繰 延 資 産	3	0	その他の包括利益累計額	2,822	3,476
社 債 発 行 費	3	0	その他有価証券評価差額金	507	829
			繰延ヘッジ損益	—	0
			土地再評価差額金	2,400	2,526
			退職給付に係る調整累計額	△ 86	119
			新 株 予 約 権	10	6
			<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,501</b>	<b>15,626</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>40,106</b>	<b>41,428</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>40,106</b>	<b>41,428</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	当 期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売 上 高 価	31,893	35,118
売 上 原 価	15,128	18,352
売 上 総 利 益	16,764	16,765
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,437	13,480
営 業 利 益	3,327	3,285
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	3
受 取 配 当 金	38	46
固 定 資 産 賃 貸 料	17	17
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	10	15
保 険 配 当 金	13	15
そ の 他	26	40
営 業 外 収 益 合 計	105	137
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	172	158
手 形 売 却 損	11	11
支 払 手 数 料	16	12
そ の 他	26	22
営 業 外 費 用 合 計	227	205
経 常 利 益	3,206	3,217
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	—	4
特 別 利 益 合 計	—	4
特 別 損 失		
減 損 損 失	147	89
固 定 資 産 除 却 損	3	39
特 別 損 失 合 計	151	128
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,055	3,093
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,235	1,142
法 人 税 等 調 整 額	△ 67	51
法 人 税 等 合 計	1,167	1,194
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	1,887	1,899
当 期 純 利 益	1,887	1,899



## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	4,304	1,298	6,056	△ 990	10,668
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△ 25	—	△ 25
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,304	1,298	6,030	△ 990	10,643
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△ 404	—	△ 404
当期純利益	—	—	1,899	—	1,899
自己株式の取得	—	—	—	△ 5	△ 5
自己株式の処分	—	0	—	10	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	1,495	5	1,500
当 期 末 残 高	4,304	1,298	7,526	△ 985	12,144

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	507	—	2,400	△ 86	2,822	10	13,501
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△ 25
会計方針の変更を反映した当期首残高	507	—	2,400	△ 86	2,822	10	13,475
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 404
当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,899
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 5
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	321	0	125	205	654	△ 4	649
当期変動額合計	321	0	125	205	654	△ 4	2,150
当 期 末 残 高	829	0	2,526	119	3,476	6	15,626

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	前 期	当 期
	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,892	2,438
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,499	△2,072
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 205	△ 137
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 811	228
現金及び現金同等物の期首残高	6,375	5,563
現金及び現金同等物の期末残高	5,563	5,791

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3 社

(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、シャプロ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1 社

(2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建  
物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっており  
ます。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- ③返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- ④販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

#### (5) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……為替予約  
ヘッジ対象……外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……金利スワップ  
ヘッジ対象……借入金の利息

##### ③ヘッジ方針

為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

##### ④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

#### (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### ②退職給付に係る会計処理の方法

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分し

た額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の連結会計年度より費用処理しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容及び理由

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度期首の退職給付に係る負債が39百万円増加し、利益剰余金が25百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14百万円増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

14,862百万円

2. 受取手形割引高

636百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,408百万円

（注） 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△235百万円含まれております。

#### 4. 受取手形及び売掛金

連結貸借対照表に計上した受取手形及び売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している3,779百万円が含まれております。

#### (連結損益計算書に関する注記)

##### 減損損失

当社グループは、事業用資産については各社の事業別に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において臨床検査薬事業で使用している資産グループの一部について収益性の低下が認められるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に89百万円計上しております。減損損失の内訳は、建物1百万円、機械装置及び運搬具5百万円、工具、器具及び備品2百万円、リース資産78百万円、リース資産減損勘定2百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率5.3%で割り引いて算定しております。

用途	種類	金額	場所
臨床検査薬事業	建物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品 リース資産 リース資産減損勘定	89百万円	東京都他

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 42,614,205株

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

平成26年6月27日開催の第82回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	404	利益剰余金	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催予定の第83回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	404	利益剰余金	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 48,000株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

外貨建予定取引については為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するため、一部の取引において為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち55.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	5,880	5,880	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,798	12,798	—
(3) 投資有価証券	2,336	2,336	—
(4) 長期預金	700	711	11
資産計	21,716	21,727	11
(5) 支払手形及び買掛金	(6,011)	(6,011)	—
(6) 短期借入金	( 476)	( 476)	—
(7) 社債	( 95)	( 96)	△ 1
(8) 長期借入金	(11,934)	(11,931)	2
負債計	(18,517)	(18,515)	1
(9) デリバティブ取引	1	1	—

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 長期預金  
これらは金融機関により評価された価格によっており、差額については、「デリバティブ部分の時価評価額」のみを表しております。この差額は、満期時において損益に与える影響は軽微であります。
- (5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 社債  
社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (8) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。



(9) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
為替予約取引を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	91

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,880	—	—	—
受取手形及び売掛金	12,798	—	—	—
長期預金	—	200	—	500
合 計	18,679	200	—	500

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	476	—	—	—	—	—
社債	95	—	—	—	—	—
長期借入金	2,523	3,244	1,755	1,635	1,243	1,533
合 計	3,094	3,244	1,755	1,635	1,243	1,533

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は26百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
723	△8	714	545

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

390円01銭

1株当たり当期純利益

47円45銭

連結損益計算書上の当期純利益

1,899百万円

普通株式に係る当期純利益

1,899百万円

普通株主に帰属しない金額

一百万円

普通株式の期中平均株式数

40,033千株

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月 7日

日本ケミファ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 (平成26年 3月31日)	当 期 (平成27年 3月31日)	科 目	(ご参考) 前 期 (平成26年 3月31日)	当 期 (平成27年 3月31日)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>18,067</b>	<b>18,706</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,120</b>	<b>12,357</b>
現金及び預金	2,836	3,088	支払手形	5,037	2,353
受取手形	408	407	電子記録債務	—	2,617
売掛金	10,115	11,127	買掛金	2,277	1,623
商品及び製品	3,798	3,064	短期借入金	340	236
仕掛品	56	73	1年内償還予定の社債	200	50
原材料及び貯蔵品	238	299	1年内返済予定の長期借入金	2,278	2,153
前払費用	107	125	リース債務	76	77
未収入金	19	20	未払金	36	107
繰延税金資産	468	475	未払法人税等	344	246
その他	18	26	未払消費税等	4	297
貸倒引当金	△ 1	△ 1	未払費用	2,097	2,064
<b>固定資産</b>	<b>14,785</b>	<b>15,043</b>	預り金	32	34
<b>有形固定資産</b>	<b>6,554</b>	<b>6,477</b>	返品調整引当金	4	3
建物	1,070	967	販売促進引当金	334	422
構築物	6	6	設備関係支払手形	49	65
機械及び装置	14	80	その他	5	6
車両運搬具	0	0	<b>固定負債</b>	<b>9,248</b>	<b>10,106</b>
工具、器具及び備品	153	178	社債	50	—
土地	5,104	5,104	長期借入金	6,859	7,936
リース資産	205	139	リース債務	157	159
<b>無形固定資産</b>	<b>35</b>	<b>34</b>	退職給付引当金	528	432
リース資産	17	16	役員退職慰労引当金	284	306
電話加入権	17	17	受入敷金保証金	9	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,195</b>	<b>8,531</b>	繰延税金負債	—	28
投資有価証券	1,879	2,321	再評価に係る繰延税金負債	1,360	1,234
関係会社株式	4,948	4,948	<b>負債合計</b>	<b>22,368</b>	<b>22,464</b>
長期貸付金	0	0	<b>純資産の部</b>		
従業員に対する長期貸付金	5	3	<b>株主資本</b>	<b>7,583</b>	<b>7,943</b>
関係会社長期貸付金	168	168	資本金	4,304	4,304
長期前払費用	15	11	資本剰余金	1,298	1,298
敷金及び保証金	94	95	その他資本剰余金	1,298	1,298
繰延税金資産	116	—	利益剰余金	2,893	3,247
長期預金	700	700	利益準備金	116	157
その他	327	340	その他利益剰余金	2,776	3,090
貸倒引当金	△ 60	△ 57	繰越利益剰余金	2,776	3,090
繰延資産	3	0	自己株式	△ 913	△ 907
社債発行費	3	0	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,894</b>	<b>3,336</b>
			その他有価証券評価差額金	493	809
			土地再評価差額金	2,400	2,526
			新株予約権	10	6
			<b>純資産合計</b>	<b>10,487</b>	<b>11,286</b>
<b>資産合計</b>	<b>32,856</b>	<b>33,751</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>32,856</b>	<b>33,751</b>

# 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前 期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	当 期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売 上 高	28,455	29,391
売 上 原 価	14,239	16,099
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>14,216</b>	<b>13,292</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,460	12,402
<b>営 業 利 益</b>	<b>1,755</b>	<b>889</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	2	5
受 取 配 当 金	39	373
固 定 資 産 賃 貸 料	105	105
保 険 配 当 金	13	15
そ の 他	15	27
<b>営 業 外 収 益 合 計</b>	<b>176</b>	<b>527</b>
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	142	124
手 形 売 却 損	8	8
支 払 手 数 料	15	12
そ の 他	39	27
<b>営 業 外 費 用 合 計</b>	<b>206</b>	<b>172</b>
<b>経 常 利 益</b>	<b>1,725</b>	<b>1,244</b>
<b>特 別 利 益</b>		
新 株 予 約 権 戻 入 益	—	4
<b>特 別 利 益 合 計</b>	<b>—</b>	<b>4</b>
<b>特 別 損 失</b>		
減 損 損 失	147	70
固 定 資 産 除 却 損	—	39
<b>特 別 損 失 合 計</b>	<b>147</b>	<b>109</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>1,577</b>	<b>1,139</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	629	358
法 人 税 等 調 整 額	△ 56	18
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>572</b>	<b>376</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>1,004</b>	<b>762</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本計 合
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	
		その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金		
当期首残高	4,304	1,298	116	2,776	△ 913	7,583
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△ 4	—	△ 4
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,304	1,298	116	2,771	△ 913	7,578
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	40	△ 444	—	△ 404
当期純利益	—	—	—	762	—	762
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 4	△ 4
自己株式の処分	—	0	—	—	10	10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	40	318	5	364
当期末残高	4,304	1,298	157	3,090	△ 907	7,943

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
当期首残高	493	2,400	2,894	10	10,487
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△ 4
会計方針の変更を反映した当期首残高	493	2,400	2,894	10	10,483
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 404
当期純利益	—	—	—	—	762
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 4
自己株式の処分	—	—	—	—	10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	316	125	442	△ 4	438
当期変動額合計	316	125	442	△ 4	802
当期末残高	809	2,526	3,336	6	11,286

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の実績より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の実績より費用処理しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

2. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度期首の退職給付引当金が6百万円増加し、繰越利益剰余金が4百万円減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11百万円増加しております。

- (3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。



5. ヘッジ会計の方法
  - (1) 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……金利スワップ  
ヘッジ対象……借入金の利息
  - (3) ヘッジ方針  
金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。
  - (4) ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額  
5,324百万円
2. 受取手形割引高  
636百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  
△1,408百万円  
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△235百万円含まれております。
4. 関係会社に対する債権債務  
短期債権 143百万円  
長期債権 168百万円  
短期債務 2,946百万円
5. 売掛金  
貸借対照表に計上した売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している3,779百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売 上 高	334百万円
営 業 費 用	7,181百万円
営業取引以外の収益	432百万円

2. 減損損失

当社は、事業用資産については事業別に資産のグルーピングを行っていません。

当事業年度において臨床検査薬事業で使用している資産グループの一部について収益性の低下が認められるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に70百万円計上しております。減損損失の内訳は、工具、器具及び備品1百万円、リース資産67百万円、リース資産減損勘定2百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率5.3%で割り引いて算定しております。

用途	種類	金額	場所
臨床検査薬事業	工具、器具及び備品 リース資産 リース資産減損勘定	70百万円	東京都他

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式 2,179,189株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有)直接 100.0
子会社	株式会社化合物安全性研究所	北海道札幌市	250	安全性試験の受託等	(所有)直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有)直接 (被所有)直接 5.4 17.7

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先商品仕入先役員の兼任	製品の製造委託及び商品の購入	5,319	支払手形 電子記録 債務 買掛金	35 1,702 477
子会社	株式会社化合物安全性研究所	資金貸付先役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	168
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び原材料仕入先役員の兼任	商品及び原材料の購入	1,723	電子記録 債務 買掛金	614 109

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。  
2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。  
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

278円97銭

1株当たり当期純利益額

18円88銭

損益計算書上の当期純利益

762百万円

普通株式に係る当期純利益

762百万円

普通株主に帰属しない金額

—百万円

普通株式の期中平均株式数

40,416千株

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 7 日

日本ケミファ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその結果及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月14日

日本ケミファ株式会社

常勤監査役 森 治 樹 ㊞

社外監査役 高 橋 剛 ㊞

社外監査役 進 藤 直 滋 ㊞

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

## 株 主 メ モ

1. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 毎年6月下旬
3. 基準日 定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日  
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。
4. 単元株式数 1,000株
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
7. 公告方法  
電子公告により公告 <http://www.chemiphar.co.jp/>  
ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
8. 本社所在地  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号  
電 話 03-3863-1211 (代表)

### 住所変更、単元未満株式の「買増・買取」等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

なお、配当金領収書にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。